

いつまでも健康で住み続けられる、住みたくなるまち

広報そえだ

Soeda
Public
Relations

社会教育課

祝



祝
二十歳

みんな笑顔で新たなスタート！

1月11日、今年度二十歳を迎える皆さんのがークホールに集合し、
二十歳のつどいが開催されました。(詳細は2・3ページ)

FEB.2026

2

No.772

そえだ公式





○「二十歳のつどい」フォトレポート

第61回 添田町 二十歳のつどい

問 役場総務課総務係 (☎ 82-1231)



生が「最後の授業で皆さんに贈った言葉『これから社会をつくるのは皆さんです。そのために立派な大人になってください』。立派な大人、どういった大人が立派なのか私もまだ分かりませんが、近所の方々や子どもたち、家族から『立派やねあんた』と言われるような大人になつてください」とそれでお祝いの言葉を贈りました。

式典の最後には、浦野獅龍さん（豊川）が、中学2年生の時に20歳になった自分へ向けて書いた手紙「二十歳のキミへ」を読み上げ、木森翔也さん（中津野）が「私はここ添田町で美しい自然とともに成長してきました。先生方や地域の皆様のご指導と、家族からの温かい愛情を受け二十歳を迎えることができました。今日の感動を忘ることなく心に刻み、社会人としての責任と自覚を持ち、さらなる努力と研さんを続けながら、それぞれの大きな夢へ向かって一歩一歩前進していきます」と謝辞を述べました。

それぞれの胸に刻まれた思い出と感謝の気持ちはこれから歩む人生の大きな支えとなることでしょう。ふるさと添田町で育った誇りを胸に、一人ひとりが自分らしい未来へ向かって、力強く羽ばたいしていくことを期待しています。

風が強く冷え込み、冬の厳しさを感じた1月11日、オーケホール玄関前には「二十歳のつどい」に出席するため、晴れ着などで華やかに装った58人の二十歳を迎えた皆さんのが集まりました。吐く息が白くなる寒さの中、久しぶりに再会した友人やその保護者、恩師と言葉を交わす姿が見られ、穏やかな笑顔があちこちに広がり会場周辺は、冬の寒さを忘れるほどの温かな空気に包まれていました。

式典の最初に寺西町長が激励の言葉を述べ、来賓を代表して畠田町議会議長、神崎県議会議員、株式会社山口油屋福太郎樋口代表取締役社長の有本佳苗先生が「これから先、色々なことがあると思いますが、友だちや家族、周りの人たちを大切にして自分を大事に、毎日生きていくってください」と、1組担任の鎌田季紗先生が「二宮金次郎像に落書きをして校長先生に怒られ、みんなできれいにしたことを見出します。どんなに傷ついても、泥だらけになつても咲いた花は美しい。皆さんもどんなことがあっても自分の個性は輝いているというのを忘れないでください」と、3組担任の植田泰司先

■ 令和7年度税制改正のお知らせ

「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」として、所得税（国税）と住民税（町県民税）の制度が改正されました。主な改正点は次のとおりで、改正後の制度は令和7年中の収入について、令和7年分所得税および令和8年度住民税から適用されます。

▶ 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

▶ 扶養親族などの所得要件の改正

所得税における基礎控除の改正に伴い、右表①のとおり扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

▶ 特定親族特別控除の創設

合計所得金額が58万円以下の19歳以上23歳未満の特定控除対象扶養親族がいる場合、45万円を控除することとなっていますが、58万円を超える親族がいる場合でも右表②のとおり控除を受けられる仕組みが新たに設けられました。

① 扶養親族等の所得要件の改正	
扶養親族等の区分	所得要件
扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
配偶者特別控除対象の配偶者	58万円超 133万円以下
勤労学生	85万円以下

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	
	所得税	住民税
58万円超 85万円以下	63万円	45万円
85万円超 90万円以下	61万円	
90万円超 95万円以下	51万円	
95万円超 100万円以下	41万円	
100万円超 105万円以下	31万円	
105万円超 110万円以下	21万円	
110万円超 115万円以下	11万円	
115万円超 120万円以下	6万円	
120万円超 123万円以下	3万円	
	3万円	3万円

■ 住民税の電子申告ができます

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用して個人住民税が電子申告できるようになりました。説明動画や操作マニュアル、よくある質問はe-TAXホームページの個人住民税申告の電子化に

係る特設ページで確認ください。



↑住民税申告書の作成はこち
ら



↑個人住民税申告の電子化に
係る特設ページはこち
ら



↑住民税申告書のシステムに
関する問い合わせはこち
ら

令和7年分

税の申告

閑役場住民課税務・滞納対策係(☎ 82-1234)

■ 申告期間と会場

収入がない場合や障害年金、遺族年金などの非課税収入のみでも、申告が必要な場合があります。国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、介護保険サービスを利用している人、所得証明書や課税証明書などが必要な人は、期間中に申告をお願いします。

▶ 申告受付期間 ➞ 2月16日(月)~ 3月16日(月)(土・日・祝日は除く) 9時~16時

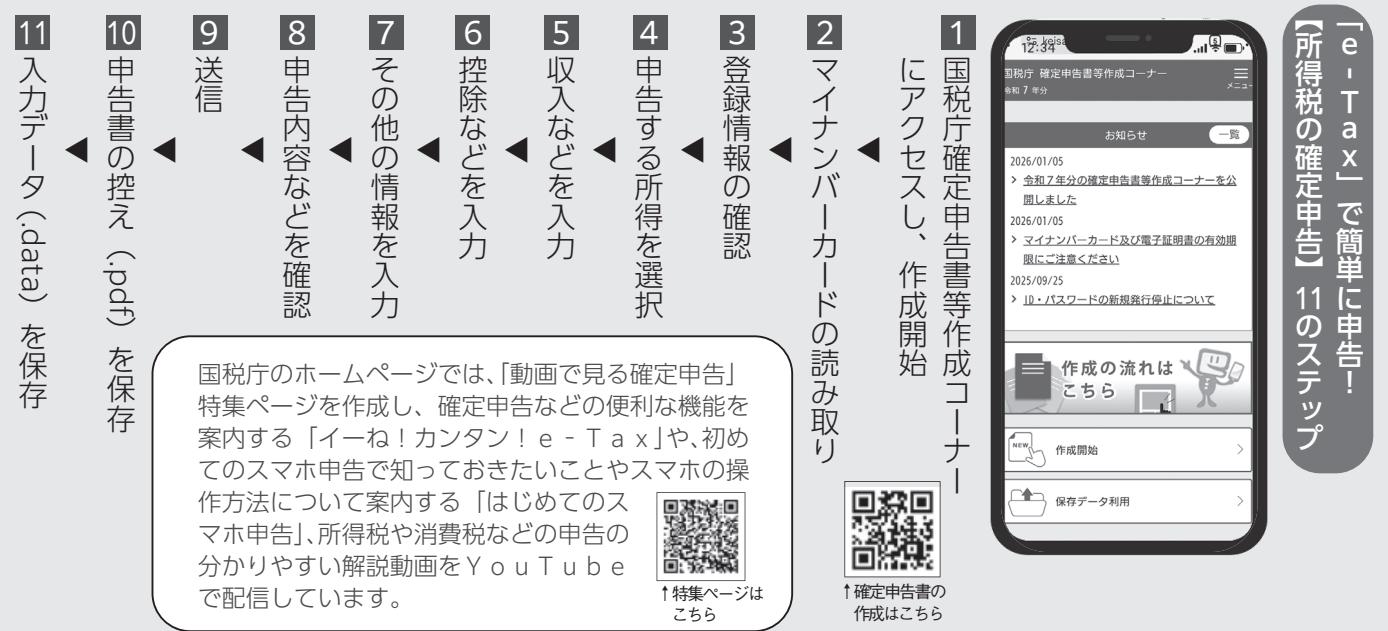
▷ 休日申告受付 ➞ 3月1日(日) 9時~16時

▶ 申告受付会場 ➞ 添田町役場 1階

■ 申告に必要なもの

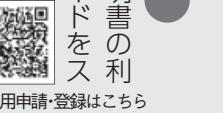
申告にはマイナンバーカードが必要です。また、確定申告の結果、還付が発生したときは、本人名義の口座が分かる通帳なども必要になります。申告で所得や控除の算定に必要な書類の主なものは次のとおりです。

給与年金	源泉徴収票	社会保険料控除	国民健康保険税、介護保険料、その他国民年金保険料など社会保険料の支払額が分かるもの
所得	収支内訳書	生命保険料控除	生命保険料控除証明書
営業や農業、不動産などの事業	※収入金額、必要経費の分かる書類を項目ごとに集計した収支内訳書を作成ください。 ※用紙は国税庁ホームページからダウンロード、または役場住民課⑤番窓口で取得ください。	地震保険料控除	地震保険料控除証明書
		医療費控除	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ ※人ごとに集計し、生命保険や高額医療などで補填された場合は支給額が分かるものも持参ください
		寄附金控除	寄附金の受領書、寄附金控除に関する証明書など
		障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳など



スマートフォンのマイナンバーカード

マイナポータルからスマート用電子証明書の利用申請を登録すると、マイナンバーカードをスマートで読み取らなくてもe-Taxでの確定申告ができるようになりました。



↑利用申請・登録はこち
ら

スマートフォンで電子申告を行なう前に準備ください

マイナポータル連携で申告に関するデータを取得でき、面倒な医療費の領収書などの収集・集計が不要になります。また、家族の医療費もマイナンバーカードとパスワードがあれば追加取得でき、該当項目へ自動入力されます。24時間利用可能な「e-Tax」をぜひ利用ください。



↑ Android ↑ iPhone

インターネットで申告
確定申告は書かずに自宅から
「e-Tax」で送信！





その分別が未来につながる

資源ごみのリサイクルで 広がる環境への思いやり



日頃、何気なく分別している資源ごみ。きちんと分別された資源ごみは、その一つひとつが新しい製品へと生まれ変わり、私たちの暮らしや環境を支えています。紙類や缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装などを正しく分けて出すことは、限りある資源を大切に使い、町の未来を守ることにつながります。少しの心掛けが環境への負担を減らし、リサイクルの輪を広げていきます。今一度、資源ごみの出し方や役割を確認し、みんなで限られた資源を再利用しましょう。

資源ごみの種類とリサイクル（ごみの出し方）

◎プラスチック製容器包装
プラスチック製容器包装専用袋で出せるものは、プラスマークが付いているプラスチック製の容器や包装です。汚れを落としてから出してください。プラスマークがないものや汚れがひどいものは「燃えるごみ」に出してください。

◎ペットボトル
ペットボトルマークが付いているジュース、しおりなどの飲食物用のペットボトルです。キャップ、ラベルを取り除き、必ず中身を空にして、水ですすいでから出してください。

◎ビン
無色透明、茶色、青色、緑色などの酒、栄養ドリンク、調味料のビンなど飲食物用のビンです。ビンの蓋をはずし、必ず中を空にして、水ですすいでから出してください。



◎カン
アルミマーク、スチールマークが付いている飲食物の缶です。必ず中を空にして、水ですすいでから出してください。



◎紙類・ダンボール
新聞紙、チラシ、雑誌、本、段ボールです。それぞれの種類ごとに分けて、ビニールひもなどで結び、資源ごみ収集指定ひもを付けてから出してください。

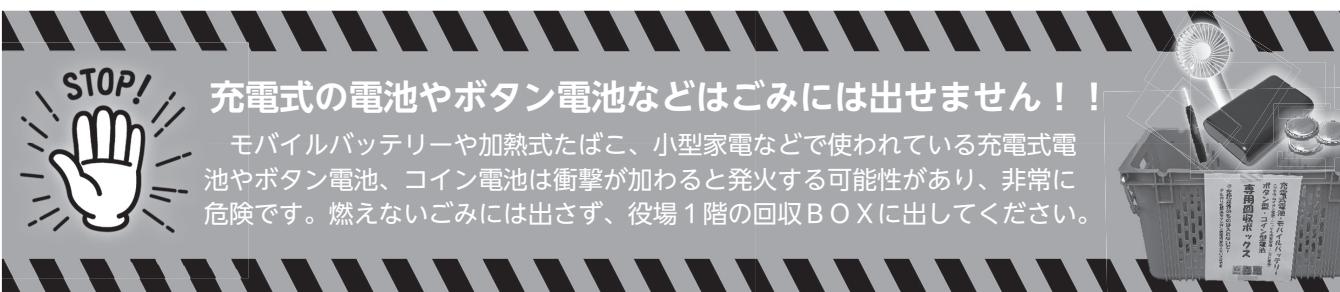


ペットボトルやプラスチック製容器包装はリサイクルすると何になる？

◎ペットボトル／プラスチック製容器包装
ペットボトルやプラスチック製容器包装は作業着などの衣料品や洗剤などの容器、新しいペットボトルの他に公園の遊具、ベンチ、自動車部品など幅広くリサイクルされます。



◎ビン／カン
ビンは新しいガラスビンに再生されたり、住宅用断熱材やタイルなどに再利用されます。アルミ缶は再びアルミ缶になるほか、自動車の部品や調理器具などに、スチール缶は鉄の原料となり、鉄筋や家電製品などに再利用されます。



閏 役場福祉環境課環境保全係 (☎ 82-1232)

◎貴重な自然と私たちの暮らしを守るために

林野火災警報／注意報 運用開始

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災は、4月7日の鎮火宣言までに3,300ha以上の山林などが消失した平成以降最大規模の林野火災となりました。小さな火の不始末が、山や森林、そして私たちの暮らしを脅かす大きな林野火災につながることも

あります。こうした近年発生している大規模林野火災を受け、1月から林野火災の予防を目的とした「林野火災警報・注意報」の運用を開始しました。一人ひとりが火の扱いに気を配ることが、貴重な自然と私たちの暮らしを守る第一歩となります。

林野火災警報・注意報とは

林野火災の予防上注意を要する気象状況になったときは「林野火災注意報」が発令されます。山林、原野などにおいての火入れはもちろんのこと、たき火や煙火、喫煙などの田川地区消防組合火災予防条例で定められた「火の使用の制限」に従う努力義務が課せられます。また「林野火災警報」が発令された場合は「火の使用の制限」に従う義務が課せられます。違反した場合は30万円以下の罰金または拘留に処せられますので、火の取り扱いには十分注意ください。

林野火災警報／注意報発令時に制限される火の使用

- △山林、原野などの火入れ
- △煙火（花火）の消費
- △屋外での火遊び、たき火
- △屋外における引火性または爆発性の物品その他の可燃物の附近での喫煙
- △山林、原野などで、火災が発生するおそれがあると認めて田川地区消防組合管理者が指定した区域内での喫煙
- △残火（たばこの吸殻を含む）、取灰または火粉の始末



警報／注意報名	林野火災警報	林野火災注意報
発令の基準	林野火災注意報発令時に、強風注意報が発令されたとき	次の①または②に該当したとき ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下 ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表
発令のタイミング	発令の基準を満たし、林野火災の予防上、危険な気象状況になったとき	発令の基準を満たし、林野火災の予防上、注意を要する気象状況になったとき ※当日に基準以上の降水や積雪が見込まれるときを除く。
発令の効果	対象区域で屋外での火の使用などの禁止	対象区域で屋外での火の使用などの禁止（努力義務）
違反時の罰則	30万円以下の罰金または拘留	なし
発令元	田川地区消防本部	田川地区消防本部
周知方法	防災無線、町公式ホームページ	町公式ホームページ

閏 役場防災管財課防災安全係 (☎ 82-4002)

学生の猶予や免除制度もあります

20歳になった皆さんへ 国民年金の手続きをお忘れなく

20歳を迎えると、概ね2週間以内に日本年金機構から基礎年金番号通知書、国民年金加入のお知らせ、国民年金保険料納付書、国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。基礎年金番号通知書は生涯使用しますので大切に保管してください。

国民年金保険料の納付が困難な場合は…

経済的に保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」や「保険料免除制度」の申請を検討してください。保険料を未納のままにすると、将来の年金額の減額や障害年金を申請できないなどの事態を招きますので、必ず申請を行いましょう。

学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が128万円以下の場合、20歳の誕生日から翌年3月まで保険料納の付が猶予されます。今年度は、誕生日から令和8年3月までが猶予対象期間です。その後、継続して納付猶予を希望する場合は、令和8年4月以降に再度手続きが必要です。

▶申請に必要なもの

- ▷基礎年金番号通知書
- ▷学生証（コピー可）
- または在学期間が確認できる証明書

※学生証には在学期間が明記されている必要があります。また、学校によっては対象外となる場合もあります。

保険料免除制度

申請者本人や申請者の配偶者・世帯主などの前年所得が、定められた基準に該当することが必要です。

▶申請に必要なもの

- ▷年金手帳または基礎年金番号通知書などの基礎年金番号が確認できる書類
- ※失業を理由にする場合は、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証（いずれもコピー可）なども必要です。

問 役場住民課保険年金係（☎82-5966）
直方年金事務所（☎0949-22-0891）

年に一度は受診しましょう

健康診査の受診期限は 3月31日です

毎年、添田町国民健康保険・福岡県後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんを対象に、健康診査を実施しています。受診期限は3月31日です。自分自身の健康状態を知るために、健康診査を受診しましょう。

▶受診期限 3月31日（火）

▶負担金 500円

▶持参品 受診票、マイナンバーカードまたは資格確認書

※健康診査を受診した国民健康保険の被保険者は後日、道の駅歓遊舎ひこさんで使える500円分のお買物券を郵送します。

※受診医療機関がわからない場合や、受診票の再発行が必要な場合は気軽に問い合わせください。

問 国民健康保険の健康診査に関すること
役場住民課保険年金係（☎82-5966）
後期高齢者医療制度の健康診査に関すること
福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター（☎092-651-3111）

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

2月中旬に 医療費通知を発送します

福岡県後期高齢者医療広域連合では、健康や医療に対する認識を深めていただくため、2月・7月・11月の年3回、医療費通知を発行しています。令和7年8月～11月診療分の医療費通知は、2月中旬に発送予定です。送付先変更を行っている場合を除き、被保険者本人の住所に庄着はがきで送付されます。なお、通知作成日時点で亡くなっている人には発送されません。

※医療機関からの情報受け渡しのタイミングにより通知に一部記載されていない場合があります。医療費控除の明細書として使用する場合は領収書に基づいて内容を追加してください。

問 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター（☎092-651-3111）
役場住民課保険年金係（☎82-5966）

高校生年代までの子どもが対象です

物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高の影響を強く受ける子育て世帯を支援するため、0歳から高校生年代までの子どもを養育する保護者に対し、「物価高対応子育て応援手当」を支給します。現在、支給に向けて準備中です。詳細が決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

▶支給対象者 ①令和7年9月分の児童手当を添田町で受給した人（令和7年9月に出生した児童は10月分）
②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた子どもの保護者

▶対象者 平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた子ども

▶支給額 子ども1人あたり2万円

▶支給手続き 原則不要

※申請不要な人には支給を知らせる事前通知を送付します。令和7年10月以後に生まれた子どもの児童手当を受給している人や公務員の人などは申請が必要です。

▶支給方法 原則、児童手当の口座に振り込み
問 役場健康子育て応援課子ども育成・支援係（☎82-5964）

地域で安心して暮らし続けるために

行政区に加入して 組活動に参加しましょう

町では町内全域に34の行政区を設置し、この行政区を約270の隣組に分けています。行政区・隣組では声かけや見守り、清掃活動、防犯灯の管理などを通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行っています。しかし高齢化や生活様式の多様化により加入世帯は減少傾向です。行政区はご近所同士がつながる身近なコミュニティです。普段のちょっとした助け合いから、防犯・災害時の情報共有など、いざという時に心強い存在になります。私たちの暮らしを支える地域づくりにぜひ参加ください。行政区・隣組への加入方法など不明なことがあれば、気軽に相談ください。

問 役場総務課総務係（☎82-1231）

町民皆さんが対象です

物価高騰対応生活 応援商品券を配布します

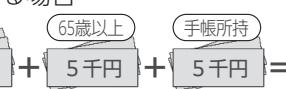
物価高騰の影響を受けている町民皆さんの暮らしを応援するとともに、消費促進による町内の経済活性化を目的として、国の重点支援地方交付金を活用し、町内で使用できる商品券を配布します。

▶対象者 令和8年2月2日現在、添田町に住民票がある人

▶商品券の額 1人あたり1万円（500円×20枚）

▶加算額 ①65歳以上=5千円（500円×10枚）
②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者=5千円（500円×10枚）

【加算例1】①65歳以上に該当する場合


【加算例2】①65歳以上と②身体障害者手帳所持に該当する場合


▶配布方法 世帯主宛てに世帯全員分を送付
※書類提出などの手続きは不要です。

▶配布時期 3月下旬から順次配布
※全世界に配布完了するまで約1か月程度かかる見込みです。

問 役場まちづくり課政策企画係（☎82-5965）

ご理解のほどよろしくお願ひします

たから保育園 休園のお知らせ

たから保育園は中元寺地域の保育園として昭和56年に設立し、運営を行ってきました。少子化の影響を受ける中、園児数の確保に努めてきましたが、園児数の減少により保育所としての一定基準を満たすことができず、保育環境を維持することが非常に困難な状況となりましたので、令和8年4月1日から休園します。

問 役場健康子育て応援課子ども育成・支援係（☎82-5964）

英彦山と 神様の使者タカの歴史

オーラホールのロビーに町在住の福田暢夫さんの「神々の三羽の使者」という絵が飾られています。この絵は英彦山を背景に3羽のタカが銅鳥居にとまっている姿が描かれています。今回この絵に描かれているタカと英彦山にまつわるお話を紹介します。



福田暢夫さんの作品「神々の三羽の使者」↑

問 役場商工観光振興課歴史文化財係(☎82-1236)

英

彦山では、昔からタカは神様の使者として考えられています。この由来となるのが、英彦山の歴史を記した「鎮西彦山縁起」という書物です。元亀3(1572)年に書かれたもので、豊後国日田郡(現在の大分県日田市)の藤原恒雄という獵師が英彦山で白鹿を射つて殺したところ、3羽のタカが飛んてきて、白鹿を生き返らせた逸話が紹介されています。最初のタカが、白鹿に刺さった弓矢をくちばしで抜き、次のタカは広げた羽で傷口をなでて血をはらい、最後のタカがヒノキの葉っぱに水をふくませ、白鹿に飲ませたところ、白鹿が生き返ったのです。この出来事

を見ていた藤原恒雄は、生き物を殺すことを悔い改めたと いう逸話から英彦山ではタカが神様の使者として伝えられました。

こ

のようにならぬ動物を神様の使者とする考え方は、全国各地にあります。たとえば、京都市の伏見稻荷大社ではキツネを神様の使者として見なしています。これは諸説あるようですが、キツネは農業の始まる春先から人里に降り、収穫が終わりを迎える頃に山へ戻っていく姿から、それが、白鹿を神様の使者として扱うようになりました。

これは、鹿が町なかを自由に歩き回る奈良の特徴的な景観を作り上げた一つの要因とも言えるでしょう。その他にも、八幡神を祀る宇佐神宮などの神社ではハト、菅原道真を祀る天満宮では牛などが神様の使者とされています。

英

彦山では、タカが大切な存在として扱われていますが、その一つとして英彦山神宮の御神紋が挙げられます。タカの羽を図案化したもので、奉幣殿前の灯ろうや下宮に下げられている幕などに描かれています。英彦山神宮を訪れた際は、一度見てみてはいかがでしょうか。

【文/西山絃二学芸員(商工観光振興課歴史文化財係)】

娘の稼ぎし金をバッパと奪い
飼い猫は二度の入院二日間

【短歌 投稿】

娘の稼ぎし金をバッパと奪い

櫻木マサ子

ゆく雲の行方は知れずわが生も
夢と知りせばたゆどう如し

独活山強実

音も無く降り積もる雪眺めてる

佐藤直

煌く入陽まちしかたらちねの母は
逝き給うあたたかき暮の日に

柳瀬一徳

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

心躍る掃除もありか施設より

久保田克利

一時帰宅の妻と正月

寺本芳寛

すぐ帰れ人に言われる年の暮れ

伊勢村稔

梅馨り箒止めて聴く鶯の

柳瀬一徳

此處に居るよと愛告げに来る

西村宗雪

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

心躍る掃除もありか施設より

久保田克利

一時帰宅の妻と正月

寺本芳寛

すぐ帰れ人に言われる年の暮れ

伊勢村稔

梅馨り箒止めて聴く鶯の

柳瀬一徳

此處に居るよと愛告げに来る

西村宗雪

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

柳瀬一徳

冬の寒さもわりと好きかも

佐藤直

音も無く降り積もる雪眺めてる

柳瀬一徳

逝き給うあたたかき暮の日に

久保田克利

梅馨り箒止めて聴く鶯の

西村宗雪

此處に居るよと愛告げに来る

人の動き

12月末日現在 () は前月比
 ●人口 8,086人 (-13人) ●出生 5人
 ●男性 3,836人 (-7人) ●死亡 21人
 ●女性 4,250人 (-6人) ●転入 16人
 ●世帯数 4,322戸 (+3世帯) ●転出 13人

相談

心配ごと相談 (そえだジョイ/10時~15時)

2月17日(火)、3月3日(火)

補聴器相談 (役場ロビー)

2月13日(金) (15時~)、2月17日(火) (13時~)

無料法律相談会

(福岡法務局田川支局/13時~16時)

2月10日(火)、3月10日(火)

※利用条件あり。詳しくは問い合わせください。

■法テラス福岡 (050-3383-5502)

こころの健康相談(田川保健福祉事務所/予約制)

2月10日(火) (10時~)、2月26日(木) (14時~)

■田川保健福祉事務所健康増進課 (42-9307)

納期限のお知らせ

3月2日(月)が納期限です

▷国民健康保険税(8期)

■役場住民課税務・滞納対策係 (82-1234)

▷後期高齢者医療保険料(8期)

■役場住民課保険年金係 (82-5966)

※口座振替日は2月25日(火)です

警察署からのお知らせ

痴漢・盗撮は重大な犯罪です

受験期にSNS上で痴漢事犯をあおり、そそのかす内容の不適切な書き込みが公然と行われ、受験生に不安を与える状況があります。被害に遭った場合は、周りの人に助けを求め、警察に通報、または相談してください。また、被害を目撃した場合は、被害者に声をかけ、駅員、警察官などに知らせてください。皆さんの勇気と行動が犯人の検挙とさらなる被害の防止につながります。

11月の事故発生状況 () 内は昨年同月比

種類	発生件数	令和7年の累計
物件事故	22(+9)	154
人身事故	0(-2)	16
死者	0(±0)	0
負傷者	0(-3)	20

■田川警察署 (42-0110)

書籍のお知らせ

町在住の中村英子さんが山春村(現うきは市)にあった百年前の日本初農村演劇集団「嫩葉会」の軌跡と嫩葉会を創設した安元知之氏の理念と生涯を追った本を出版されました。町立図書館で貸出、または小川商事で注文、購入ができます。ぜひ、お読みください。

▼とき 2月23日(月)9時40分

東峰村キッズバイクレース

▼とき 2月21日(土)10時~17時30分

■定員 先着200人/要参加登録

■問い合わせ 福岡県ワヘルス国際フロー

ラム実行委員会事務局 (092-791-1306)

▼とき 2月23日(月)15時~17時

■定員 先着順

■問い合わせ 東峰村

▼とき 2月23日(月)9時40分

第6回福岡県ワングヘルス

国際フォーラム

▼とき 2月21日(土)15時30分

■相談方法 電話または面談

▼相談料 予約優先

※相談は無料で、秘密は厳守さ

れますので気軽に相談ください。

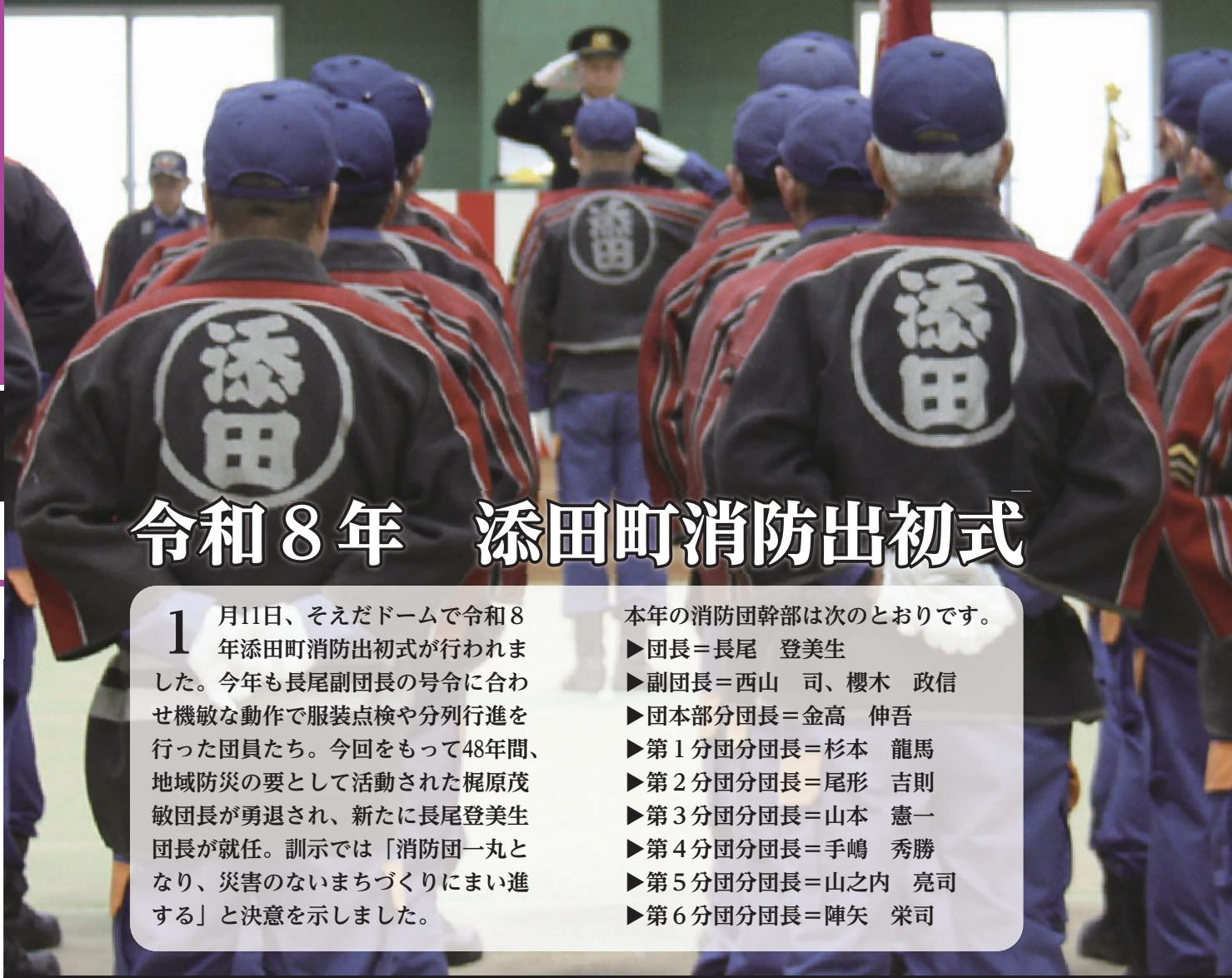
■問い合わせ 福岡県筑豊労働者支援事務所 (0948-22-1149)

令和8年度施設内職業訓練生

福岡県公共職業訓練の

施設内訓練生募集

■とき 2月15日(日)~3月8日(日)の10時~16時



令和8年 添田町消防出初式

1 月11日、そえだドームで令和8年添田町消防出初式が行われました。今年も長尾副団長の号令に合わせ機敏な動作で服装点検や分列行進を行った団員たち。今回をもって48年間、地域防災の要として活動された梶原茂敏団長が勇退され、新たに長尾登美生団長が就任。訓示では「消防団一丸となり、災害のないまちづくりにまい進する」と決意を示しました。

本年の消防団幹部は次のとおりです。

- ▶ 団長 = 長尾 登美生
 - ▶ 副団長 = 西山 司、櫻木 政信
 - ▶ 団本部分団長 = 金高 伸吾
 - ▶ 第1分団分団長 = 杉本 龍馬
 - ▶ 第2分団分団長 = 尾形 吉則
 - ▶ 第3分団分団長 = 山本 憲一
 - ▶ 第4分団分団長 = 手嶋 秀勝
 - ▶ 第5分団分団長 = 山之内 亮司
 - ▶ 第6分団分団長 = 陣矢 栄司

と向かっていきます。単なる施設整備ではなく、町の未来そのものを支える拠点として大きな期待を寄せていました。▼その次に、強い意思を持つて向き合わなければならぬと思つているのが、JR添田駅周辺の再生ではないでしようか。▼「駅前は寂しいね」「食事するところも無いの?」BRTひこぼしラインに乗る方、降りた方が第一声で放つ言葉です。▼駅は町の玄関口であり、ここに活気があるかどうかは、町全体の印象を決める大切な要素です。この声は決して見過ごせない、未来への課題として真摯に受け止めています。

▼さらに西側の峰地地区から駅方面へのアクセスは、以前から「遠

田町が目指すのは明確です。「来住んでみたい町」です。この思いを町民の皆さんとともに一つずつ形にしていきます。▼まちづくりは時間のかかる営みです。しかし、確かな方向を見据え、歩を止めず進み続けることで、未来は必ず動き始めます。添田町は、ただ変化を待つ町ではありません。自ら未来を切り拓く町です。▼年度末で慌ただしい時期とは存じますが、どうぞお体には十分お気をつけてください。これから添田町は、確実に、そして力強く前へ進んでいきます。どうかその一歩一歩に、引き続き皆様方のご支援、お力添えをお願いいたします。

回りになる」「歩きづらい」といった生活の実感に根ざした声が寄せられてきました。町としてこの課題にどう向き合い、どう改善して